

公益財団法人しまね農業振興公社 草地畜産基盤整備事業業務規程

第1章 総則

（草地畜産基盤整備事業の目的）

第1条 公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）は、畜産経営の法人化及び協業化、後継者への経営継承等を契機として、担い手への土地利用集積の加速的推進による規模拡大の実現や地域内の土地資源を新たに飼料生産基盤に活用することにより畜産主産地の形成を推進するため、地域における飼料生産基盤の整備を行うものとする。

（業務）

第2条 公社が行う草地畜産基盤整備事業は、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2242号）、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2243号）及びその関連通知並びに公益財団法人しまね農業振興公社農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「合理化規程」という。）に定めるほか、この業務規程に定めるところにより行うものとし、その業務は次のとおりとする。

- （1）合理化規程に基づき畜産経営を行おうとする者に売り渡し、交換し、又は貸し付けしようとする土地において、草地等の造成改良又は整備改良（これと一体的に実施する道路、用排水施設、防災施設その他施設の新設又は改良を含む。以下同じ。）を行うこと。
- （2）前号のほか知事の承認を受けた土地について、草地等の造成改良又は整備改良を行うこと。
- （3）造成改良又は整備改良された草地等に係る家畜保護施設、その他の利用施設の新設又は改良及び農機具等の購入を行うこと。
- （4）前3号の業務と併せて、県知事の適当と認める物件を取得すること。
- （5）第1号から第4号の業務に附帯する業務を行うこと。

第2章 事業参加資格者等の選定

（譲渡又は貸付けの相手方）

第3条 草地及び施設（農機具等を含む。以下同じ。）の譲渡又は貸付けの相手方は、事業実施計画書に記載されている事業参加資格者とする。

（譲渡又は貸付けの方法）

第4条 草地及び施設の引渡しの時期その他草地及び施設の譲渡又は貸付けの具体的方法については、公社と市町村並びに事業参加資格者とが協議して定めるものとする。

（譲渡又は貸付けの条件）

第5条 公社は、草地及び施設の譲渡又は貸付けに際し、当該草地及び施設を市町村が譲渡する場合には、次の者以外の者に譲り渡してはならない旨の条件を付するものとする。

- （1）養畜又は耕作の業務を営む個人
- （2）農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）

- (3) 農事組合法人（農業生産法人であるものを除く。）
- (4) 農業協同組合
- (5) 森林組合
- (6) 生産森林組合
- (7) 農業協同組合連合会
- (8) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する法人

2 前項に規定するもののほか、公社は草地及び施設の譲渡又は貸付けに関し必要な条件を付すことができる。

第3章 事業実施のための契約の締結等

（契約の締結）

第6条 公社は、第2条に掲げる業務を実施するときは、市町村及び事業参加資格者と当該業務を実施するための委託又は譲渡契約（三者契約又は二者契約）を締結するものとする。

（年度別実施計画の同意）

第7条 公社は、毎年度事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する実施設計を作成し、契約の相手方たる市町村及び事業参加資格者の同意を得るものとする。

（計画等の変更）

第8条 公社は、天災その他やむを得ない事由により計画及び設計の変更が生じたときは、契約の相手方たる関係市町村及び事業参加資格者の同意を得るものとする。

第4章 草地及び施設の対価等

（対価の算定）

第9条 第2条の業務に係る対価の算定は、次に掲げる経費の額の合計にその額に対応する借入金についての契約物件の引渡しの日までに要した利息の額を加えた額から、当該事業に係る国庫補助金、県補助金及び市町村等の補助金の額の合計額を控除した額とする。

- (1) 工事価格（機械器具等の購入費を含む。）
- (2) 測量試験費
- (3) 営繕費
- (4) 用地買収及び補償費
- (5) 工事雑費
- (6) 一般管理費
- (7) 附帯事務費

2 整備される草地及び施設の賃貸借料は、前項の規定により算定して得た額、耐用年数及び合理化規程に定める賃貸借料等を考慮して定めるものとする。

3 前項の賃貸借料を定めるにあたっては、あらかじめ、県知事の承認を得るものとする。

（経費の積算方法）

第10条 前条第1項に規定する経費の積算は、草地開発事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号）その他関係法令及び通知等に基づいて行うものとする。

第5章 草地及び施設の引渡

（一時使用）

第11条 公社は、契約の相手方たる市町村及び事業参加資格者からの申し出を受けて当該事業が完了するまでの間、工事の完了した草地及び施設を一時使用させることができるものとする。

（引渡し）

第12条 公社は、草地及び施設のすべての工事が完了したときは県の方針及び第6条の契約に従い、契約の相手方たる事業参加資格者に対し、草地及び施設を引き渡すものとする。

（分割引渡し）

第13条 公社は前条の規定によるほか、草地及び施設のうち、団地、施設の利用計画等の区分により分離して引き渡すことが相当と認められる部分に係る工事が完了したときは、契約の相手方たる市町村及び事業参加資格者と協議のうえ、これを引き渡すことができるものとする。

（引渡し及び検査）

第14条 第12条に定める目的物の引渡しは、公社と契約の相手方たる市町村及び事業参加資格者とが協議して定めるところにより、市町村職員、事業参加資格者及び島根県職員の立会のうえ検査を実施して行うものとする。

第6章 草地及び施設の対価の徴収

（売渡対価の徴収）

第15条 公社は、毎年度又は工事が完了したときは関係市町村に対して工事の状況を報告し、第9条の委託料又は対価を市町村（第4条の契約において別の定めをしたときはその者）から徴収するものとし、その徴収を了したときは速やかに当該物件を引き渡すものとする。

2 公社は、委託料又は対価を納付する相手方が、委託料又は対価の全部又は一部の納付を延滞した場合には、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞日数に応じ、納付すべき額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（賃貸借料の徴収）

第16条 公社は、賃貸借物件に係る賃貸借料を毎月末に別に締結する賃貸借契約書の定めるところにより徴収するものとする。

2 前条第2項の規定は、賃貸借料の徴収について準用する。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、草地畜産基盤整備事業について必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。